

石垣市での宿泊税導入に向けて

- 1 宿泊税制度設計[案]
- 2 宿泊税の使途事業[案]
- 3 ガバナンス[案]
- 4 観光の方向性
- 5 観光の現状と課題
- 6 法定外目的税の検討
- 7 スケジュール

1 宿泊税の制度設計[案]

- ✓ 石垣市としての宿泊税の目的、使途の方針等は、以下の通り。
- ✓ 課税客体以降の項目は、沖縄県の宿泊税の制度設計(案)と調整の上で導入となる。

税の目的

- ・ 八重山諸島の玄関口である石垣島の優れた自然・文化的価値を高めるとともに、石垣市民と観光客が共に生きる、持続可能でより良い地域社会形成に向けた観光の振興を図る。

税收使途の方針

- (1) 石垣島を拠点とする、観光客の滞在価値向上に資する取組み 【観光客】→住民・従事者へ
- (2) 住民と観光客が石垣島の暮らしを共に守り育む取組み 【住民・観光客】
- (3) 石垣島の観光を支える人々の働く魅力の向上に資する取組み 【住民・従事者等】→観光客へ
+ 税の啓発徴収および税の活用にあたっての立案、実行に係る経費等

課税客体

- ・ 旅館業法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業、国家戦略特別区域法第13条第5項に規定する認定事業並びに住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る施設（以下「宿泊施設」という。）における宿泊

納税義務者

- ・ 石垣市内の宿泊施設における宿泊者

課税標準

- ・ 1人1泊当たりの宿泊料金

課税免除

- ・ 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）が実施する修学旅行その他の規則で定める教育活動に参加しているもの又はこれらの者を引率する者

税率

- ・ 定率1.2%（ただし、税額1,200円を上限とする）
※沖縄県が併せて宿泊税を課す場合、県税：定率0.8%（ただし、税額800円を上限とする。）
→県税、市税を併せると、定率2.0%（ただし、税額2,000円を上限とする。）

定率か定額か

- 【定額制】宿泊人数の増加に応じて税収が増加、【定率制】宿泊単価の上昇に応じて税収が増加
- ・ 定率方式は、宿泊業界の価格変動に対して柔軟に対応可能。
- ・ 定額方式は、税収は宿泊数値と連動しており、宿泊数値が増加しなければ、税収の増加も見込めない。宿泊者数を増やすためベッド数をさらに増やす方向へ進めば、人手不足という問題が起こる可能性がある。
- ・ 宿泊費に比例して税収の増加が見込まれる定率性は、「観光の質を重視する」という考え方と非常に親和性が高いと考えられる。
- ・ 定率方式を採用する場合、税収増に向けて、宿泊者の消費単価向上が課題となる。

税收規模試算額

- ・ 5.2億円(市税) ※市税＋県税の合計8.6億円

報奨金

- ・ 導入当初5年間は、特例として3.0%、それ以降は2.5%
※税を徴収する宿泊施設への手数料

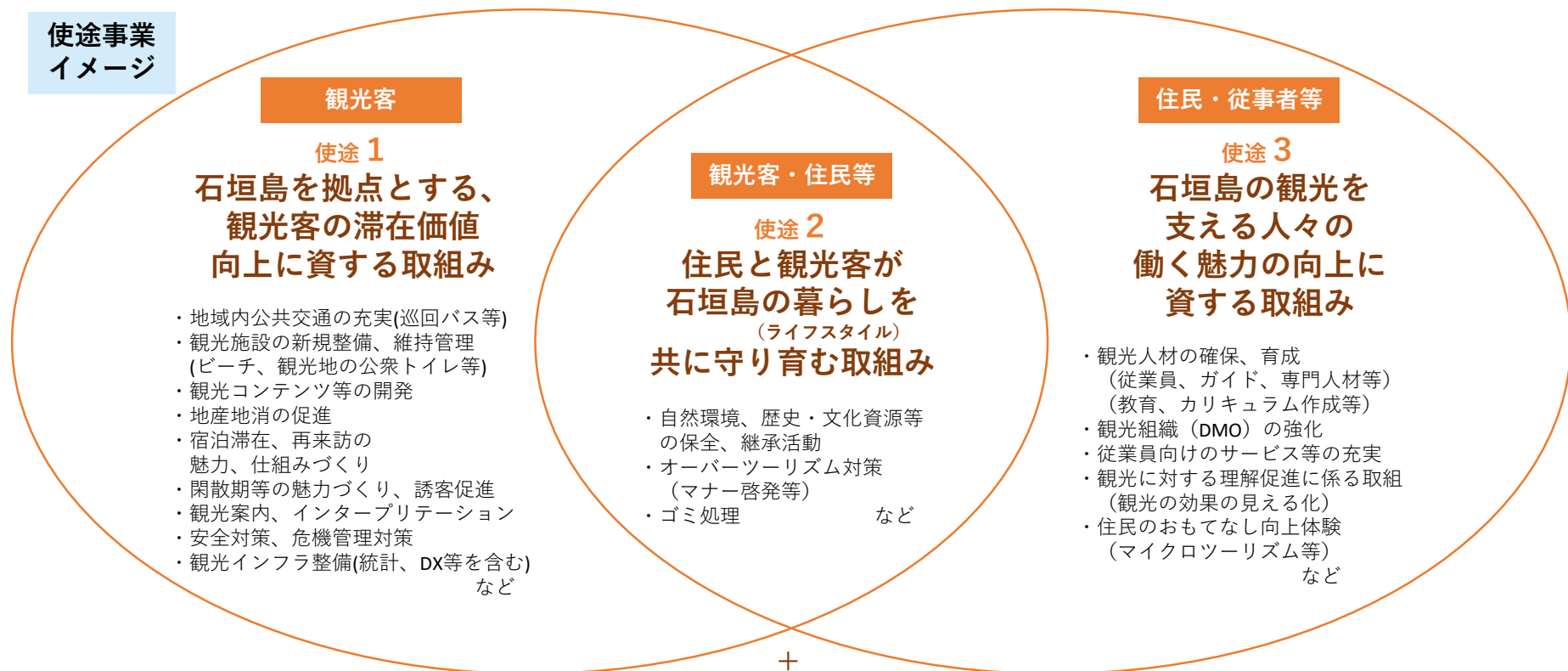
2 宿泊税の使途事業[案]

- ✓ 宿泊税の使途の柱は3つ。石垣市の観光の将来像に加え、産業政策の視点を意識して対象を明示。
- ✓ 事業の具体化にあたっては、他の対象にも好影響をもたらすかなども考慮して決定する。

税の目的

八重山諸島の玄関口である石垣島の優れた自然・文化的価値を高めるとともに、石垣市民と観光客が共に生きる、持続可能でより良い地域社会形成に向けた観光の振興を図る。

使途事業イメージ



税の啓発徴収および税の活用にあたっての立案、実行に係る経費等

使途事業の具体的な内容、優先順位、税収の充当額(配分)等は、令和7年度に検討

3 ガバナンス[案]

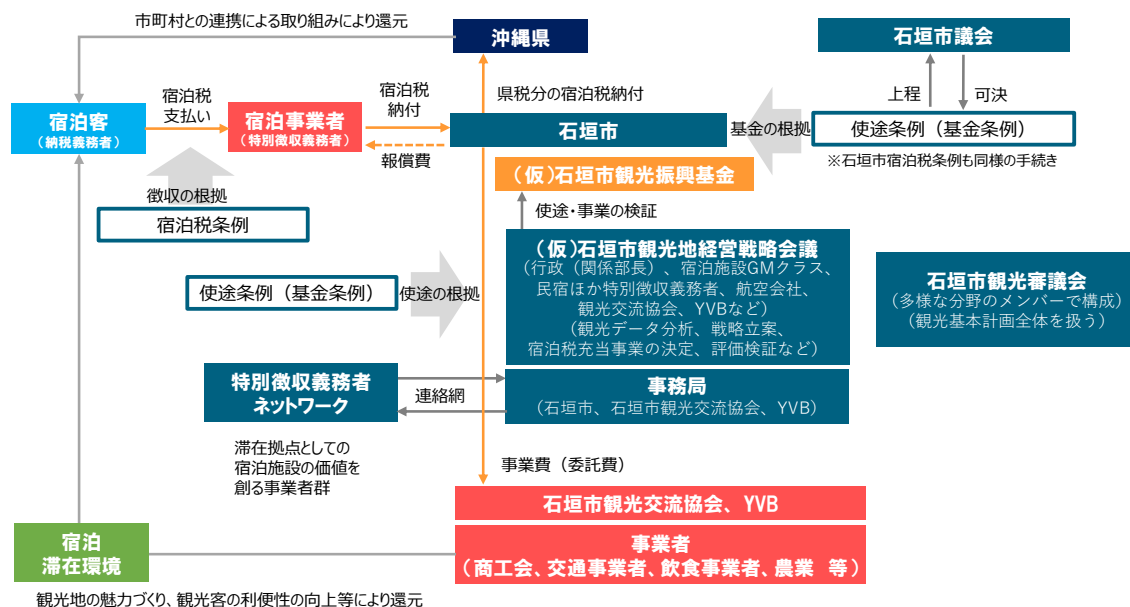
- ✓ 石垣市の宿泊税を適切に運用するために、宿泊税条例に加えて、使途基金条例を制定する。
- ✓ 観光地経営のための戦略会議を設置し、データ等に基づく使途事業の検討や事業評価を行う。

税の運用

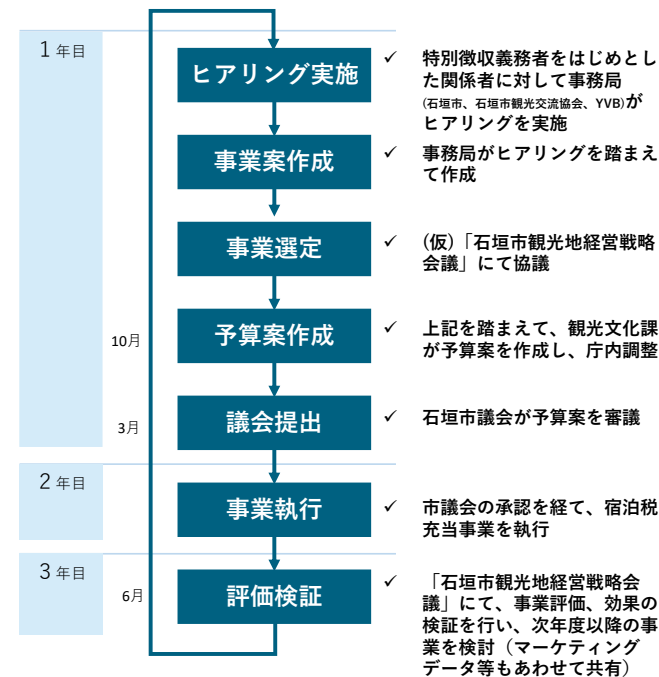
- ・ 宿泊税の徴収に係る条例(税条例)と、宿泊税の使途、管理・運用に係る条例(使途基金条例)を制定し、宿泊税の適切な運用を行う。
- ・ 宿泊税の徴収、基金化、使途事業の執行等の流れは以下の通り。
- ・ 市と地元関係団体で構成する「(仮)石垣市観光地経営戦略会議」を立ち上げ、前年度事業の検証と翌年度の使途を検討する。
- ・ 特別徴収義務者のネットワークを設ける。
- ・ 事務局は、石垣市観光文化課、石垣市観光交流協会、八重山ビズターズビューロ(YVB)が行う。

- ・ 使途決定のプロセス：事務局が毎年10月までに、関係者に対してヒアリングを行い、事業案を作成し、経営戦略会議で協議。その後、観光文化課が予算案を作成し、庁内調整の上、議会へ提出。承認された事業を執行し、評価検証を行う。
- ・ 導入後も、社会経済情勢の推移等を踏まえ、宿泊税に係る制度等について検証・検討を行い、その結果に基づいて措置を講ずる。

宿泊税の運用体制

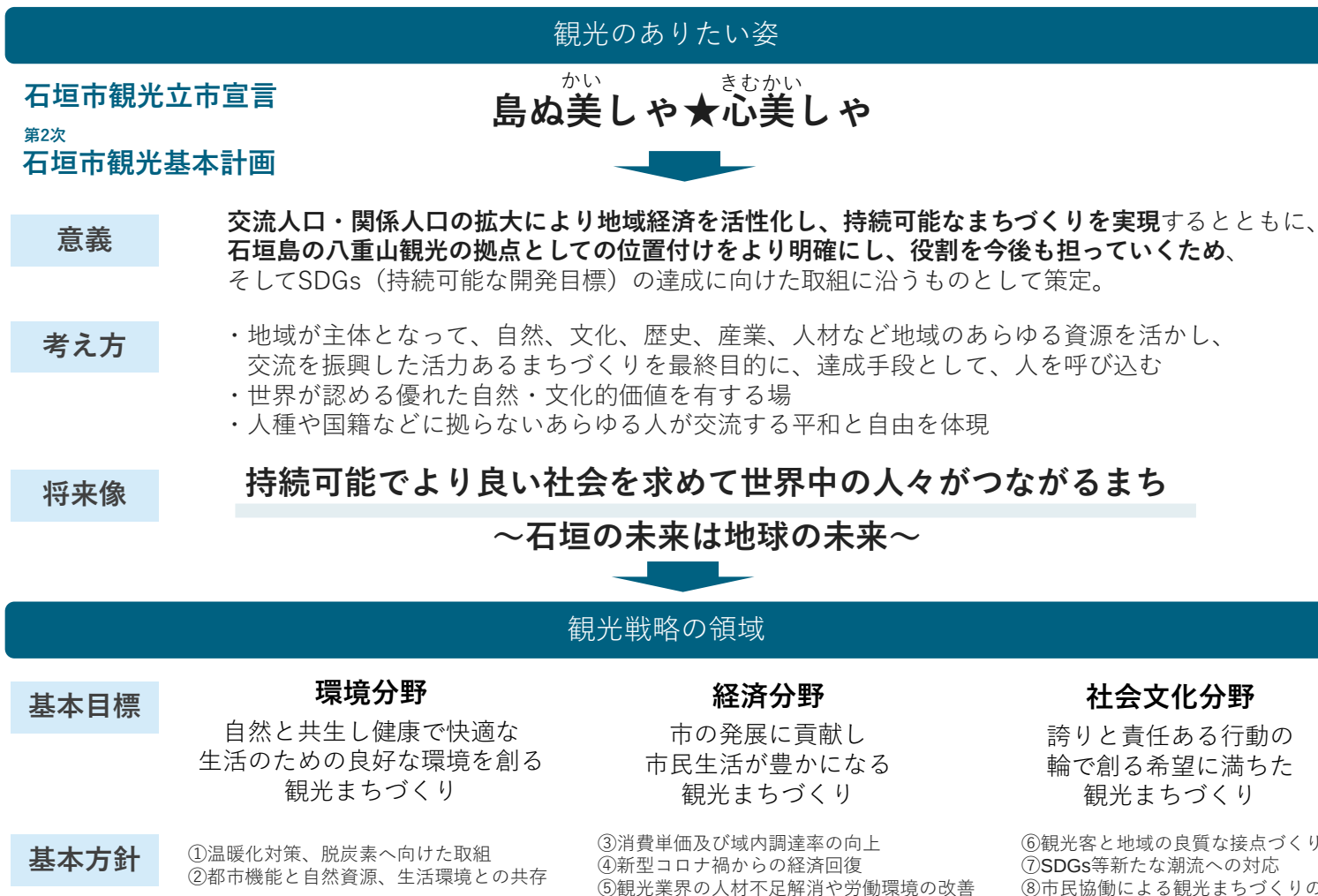


使途決定のプロセス



4 観光の方向性

- ✓ 石垣市は、2007年に観光立市宣言を行い、2022年に策定した第2次石垣市観光基本計画で定めた観光の考え方のもと、将来像の実現に向けて、観光振興に取り組んでいる。



5 観光の現状と課題

- ✓ 観光客の来訪は、地域経済、雇用、地場産業を促進する一方で、暮らしへの好ましくない影響もあり。
- ✓ 観光客が石垣島の環境や暮らしそのものに憧れるデスティネーションとなるためには、従事者を含む市民の生活、所得水準を上げていく産業へと、観光産業を成長、高度化させる必要がある。

観光の現状

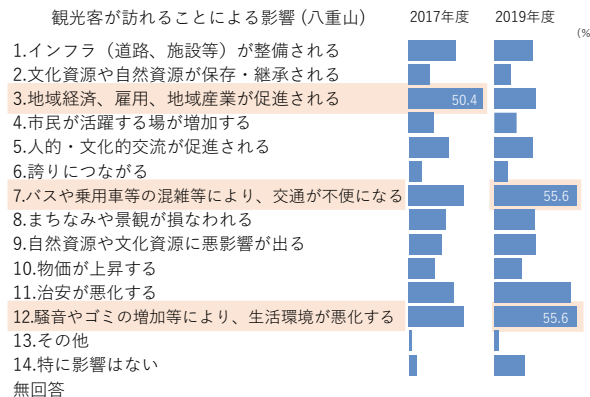
地域の状況

【観光客が訪れることによる影響】

- 八重山では、2017年は「地域経済、雇用、地場産業が促進される」、2019年は「バスや乗用車等の混雑等により、交通が不便になる」「騒音やゴミの増加等により、生活環境が悪化する」が一位。

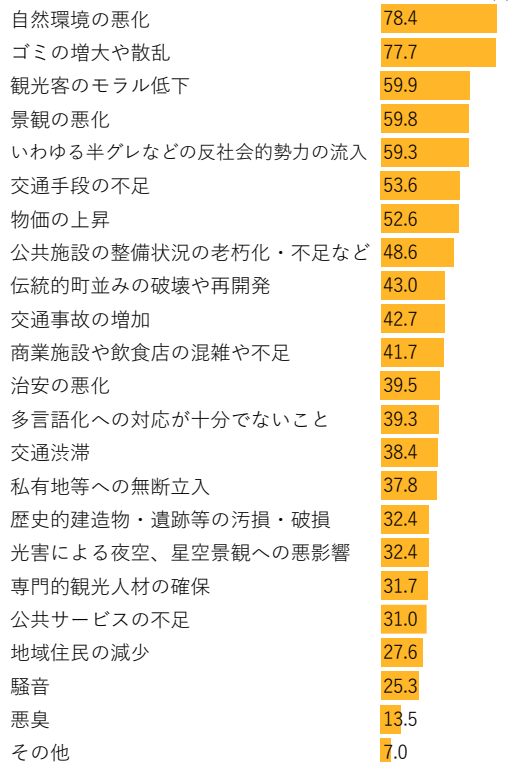
【問題や懸念材料】

- 石垣市が観光地として直面している、今後直面しそうな問題や懸念材料の上位5つは、右グラフ参照。



出典：「沖縄観光に関する県民意識の調査結果」沖縄県文化観光スポーツ部

観光地として直面している、今後直面しそうな問題や懸念材料 (n=860) (%)



出典：「石垣市の観光に対する市民アンケート調査(2023年度)」石垣市

観光の方向性

- ・石垣島ならではのよさ、今のある価値を守った上で、中長期的な方向性を描く。
- ・石垣島の環境や暮らしに憧れる、移住したくなるような環境づくり。
- ・お客様の余暇に従事するために、自分たちの生活水準を上げていく必要あり（所得水準の向上）。
- ・観光は観光事業者だけで成り立たない。地元から信頼される観光へ。

産業政策と絡めた、フェーズをあげた戦略の作成

観光の課題

環境分野 自然と共生し健康で快適な生活のための良好な環境を創る観光まちづくり

→自然、歴史文化の保全継承と適切な利用／移動手段の確保など

経済分野 市の発展に貢献し市民生活が豊かになる観光まちづくり

→観光施設の整備、維持管理／適切なコントロール／閑散期対策／観光インフラの整備(データ等)／各種人材の確保・育成など

社会文化分野 誇りと責任ある行動の輪で創る希望に満ちた観光まちづくり

→観光客の迷惑行為、ゴミのポイ捨て対策／住民と観光の接点など

7 法定外目的税の検討

- ✓ 今後の旅行市場変化に戦略的に対応し、石垣市の将来像を実現するために、持続的な観光財源を確保することが必要である。石垣市の観光特性や沖縄県の動向等から、宿泊税の導入を検討する。

石垣市での検討経緯

- ・石垣市は、コロナ禍以前から自主財源の確保に向けて検討（入域税や環境協力税等）
- ・コロナ禍が空け、沖縄県が宿泊税導入に向けて検討を進める中で、石垣市としても課税自主権をもって宿泊税の導入を検討

観光自主財源の必要性

- ・市場の変化、旅行者の経験の深化・高度化、競争環境の変化を意識した継続的な取組を行い、石垣市の観光の将来像を実現していくうえで、以下の点から観光自主財源の確保が必要
 - ー財源の制約に上乗せする持続的な観光財源を確保するため ※右図参照
 - ー地域財源として独自の域内循環形成と観光課題に対して戦略的に取り組むため

財源確保の方法－税

- ・以下の観点から、財源確保の手法として、税が適当(税以外が適当でない)と考えられる。
 - ー分担金、負担金等については、受益と負担に関する明確な対応関係が必要であるが、観光振興においては様々な形態があることから、受益と負担の関連付けが容易ではない
 - ー寄付金や協力金は、継続的な観光のための財源にはなり難い
 - ー長期的な観光振興のためには、安定的な財源であることが重要

税の種別－なぜ宿泊税か

宿泊と日帰りー行政サービスの受益度合い

- ・宿泊客は日帰り客に比べて長時間滞在
- ・地域の公共サービスやインフラ利用への利用負荷が大きく、維持管理の負担が増えるため、それに応じた負担が必要

石垣市の入域観光客に占める宿泊者の割合

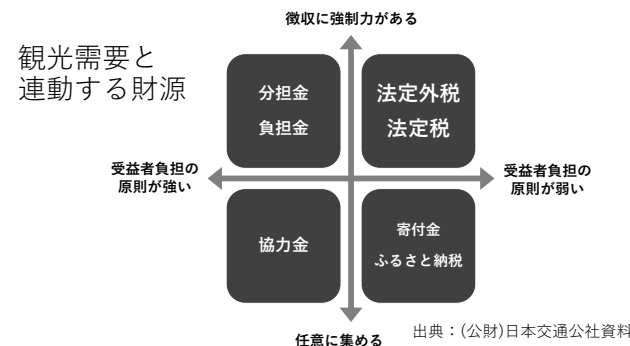
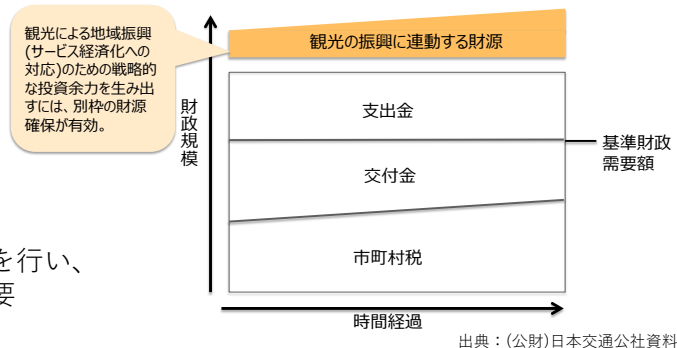
- ・入域観光客数*に占める宿泊数の割合は89% **日帰り客数+延宿泊客数
- ・(参考)八重山訪問者の92%が滞在中に石垣島で宿泊

沖縄県の宿泊税導入に向けた動き

- ・県が導入すると石垣市内でも徴収
- ・その税収は県税として県に納入
- ・市が独自に使える財源を確保するには、市でも導入が必要

徴税に係る技術ー宿泊税の導入状況

- ・国内で既に11地域で宿泊税が導入
- ・導入に係る技術的な問題はないとされる

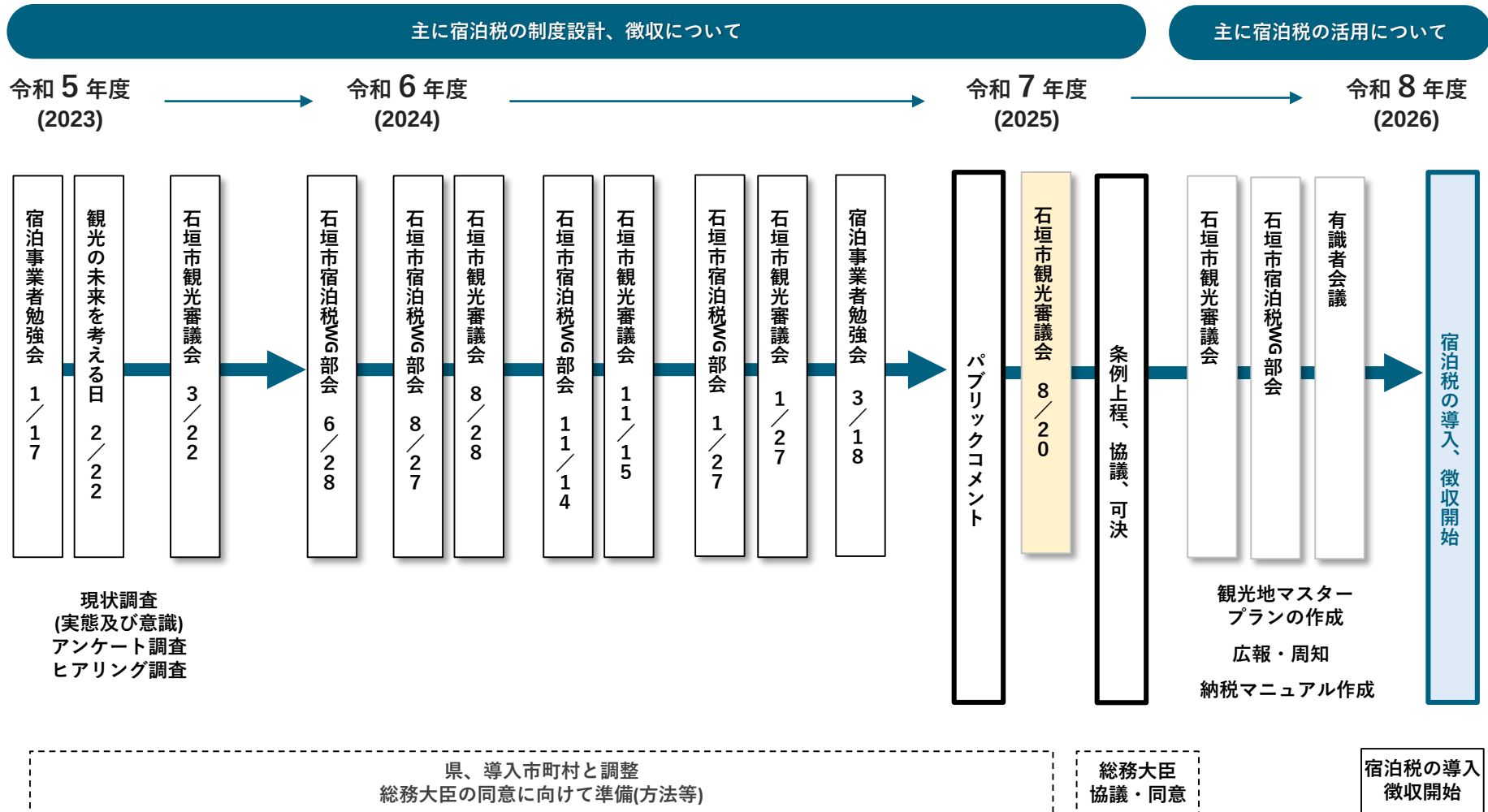


日帰り客（海路：クルーズ船乗船客）は

- ・日帰り客に課税し徴収するための技術は、現時点では十分に確立されていない状況にあるが、公平な負担の観点から、今後も引き続き検討を行う。

7 スケジュール

- ✓ 2023年度から石垣市では宿泊税に関する調査等を開始し、2026年度の導入を目指して、沖縄県と調整しながら進めている。

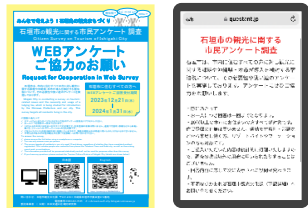


7 スケジュール

(参考) 石垣市としての宿泊税に関する考え、方針を整理するために、2023年度以降に以下を実施。

現状調査

2023/12～



【アンケート及びヒアリング】

- 観光客にも観光税などの金銭的負担を求める必要があるか
- 宿泊税を充当して実施していくべきと思う事業及びその具体的なイメージ

宿泊事業者勉強会

2024/1/17



- 趣旨説明
- 講義
「観光地域づくりに関わる財源概論」

観光の未来を考える日

2024/2/22



- 講演3 自主財源論
- パネルディスカッション
「観光財源と持続力を担保する財源使途及びガバナンス」

観光審議会

2024/3/22, 8/28, 11/15, 2025/1/27



- 宿泊税についての市の考えと今後の取組報告
- 石垣市の今後の観光戦略と財源について
- 制度設計と使途、ガバナンスについて

ワーキング部会

2024/6/28, 8/28, 11/14, 2025/1/27



- 独自財源の必要性
- 石垣市の今後の観光戦略と財源について
- 制度設計と使途、ガバナンスについて
- 特別徴収義務者向けのQ&A作成に向けて

石垣市における宿泊税に関するこれまでの議論、意見等を集約

パブリックコメント

石垣市としての宿泊税に関する制度設計(案)等を最終とりまとめ